

農業近代化資金

皆さんにもっとも人気のあるもので、施設整備や農業機械、畜産の購入など融資の利用種類が広がっています。  
 ▼対象 農業を営む個人、団体  
 ▼融資率 最高融資率は、事業総額の八〇%  
 ▼貸し付け限度額 個人 六百万円以内（ただし知事が承認した人は、事業規模により三千万円から五千万円以内）。農事組合 法人 五人以上の任意団体 五千万円以内（同未満は六百万円×構成員数）。

▼償還方法 年賦で元金均等償還。その額は三万円以上。  
 ▼償還期限 融資の利用種類によって五年から二十年。  
 ▼利率 融資の利用種類によって五・五%から七・五%。  
 ▼申し込み受け付け 第一期 四月十日 第二期 七月十日 第三期 十月十日 第四期 一月十日。  
 ▼申し込み先 各農協か金融機関。

総合施設資金

近代化資金をひとまわり大きくしたもので、貸し付け額や利率なども有利です。

▼対象 自立経営農家をめざす農業を営む人。  
 ▼対象事業 農地、未墾地の取得と改良造成。果樹の新植改植と育成。茶、桑、花木などの新植、改植。農用建物、施設、農機具などの改良、造成取得。  
 ▼融資限度額 個人 八百万円、法人 六千七百万円（特例の場合は個人 五千四百万円、法人 二億円）。  
 ▼融資率 事業費の八〇%。  
 ▼利率 据置期間中 年四・五%。据置後 年五%。

農家の皆さんへ……

経営の手助けをします

今日、農業をめぐる情勢は再び大きく変化し、国内経済は安定成長の時代へ。世界の農産物需給は過剰から逼迫へと移行し、食糧の自給力向上は大きな課題です。

こんな中で、食糧供給基地をめざす本市農業は、ますますその必要性を増しているといえます。

そこで国、県、市では少しでも農家の経営に役立ててもらうため、いろいろ優れた融資制度を設けています。

ここに紹介するのは、その中の一部。このほかにも、農林水産業振興資金、農業改良資金、農地取得資金など、まだまだたくさんあります。

融資について詳しいことは、振興係（☎2111 ☎231）か、お近くの農協へご相談ください。

▼償還期限 二十五年以内（うち据置期間の十年以内をふくむ）。  
 ▼申し込み受け付け 随時。  
 ▼申し込み先 各農協。

市農業振興融資資金

国、県などの融資条件に該当しなかった人に貸し付けられるもの。融資の種類などは、別表のとおりです。

▼対象 農業を営む個人、団体  
 ▼融資率と貸し付け限度額 率は基準金額の八〇%で、この金額が限度額。ただし、乳牛、肥育素牛の導入資金は、家畜共済

貸付資金の種類	償還期限	基準金額	申請書の提出期限
乳牛及肥育用素牛の導入資金	乳牛 3年以内 肥育素牛 2年以内		第1期 4月10日 第2期 7月10日 第3期 10月10日 第4期 1月10日
種畜導入資金	3年以内	種豚(社) 30,000円 種牛(社) 70,000円	
球根種子の購入資金	同上	チューリップ一般球 400,000円 輸入球 750,000円	
工業、園芸の促進に必要設備及び環境施設の資金	5年以内	200,000円	
後継者育成資金		1,000,000円	
その他市長が承認し指定する資金		市長が定める額	市長が特に指定した期日

金額が融資限度。  
 ▼利率 年六・五%。  
 ▼申し込み先 各農協。



「隼人くん」「梨沙ちゃん」も……

人名用漢字に新たに二十八字が追加され、七月三十日以降生まれの赤ちゃんから適用されています。追加された漢字は次のとおりです。

葵 佑 允 牙 霽 悠 伶  
 旭 杏 梓 梢 梨 沙 渚  
 瑠 瞳 紗 紘 絢 翠 耶  
 茜 藍 芙 那 阿 隼 鮎

これまでの人名漢字は「常用平易」ということで、当用漢字千八百五十字、人名用漢字九十二字、片仮名、平仮名に制限され、これ以外の漢字を使うと戸籍係で受け付けられず、せっかく考えた名前もむだになるケースもありました。しかし、この制限を緩めて欲しいという要望が強く、今回のような措置となったわけで、この二十八字は、皆さんの中でも人気のあるもの……。

「梨沙ちゃん」といったような、ちょっとオシャレな名前前の赤ちゃんが誕生しそうです。

注意

火災

乾燥機の管理

米の収穫期を迎え、農家ではこれから忙しい毎日が続くと思えます。

この時期に、皆さんから気を付けてもらいたいものに、もみ乾燥機が原因でおこる火災があります。市内でも毎年、数件発生し、せっかく収穫した米や建物を灰にしています。乾燥機を使用する場合は、整備点検を忘れずに行い、とくに油もれには注意する。乾燥機の

周囲二メートルには燃えるものを置かない。できるだけ機械に付き添う——などの点に心がけ火災防止に努めてください。

でんでんコーナー



電話料の支払いはお早目に

電話料の支払い期限は白根局が毎月二十日、月潟・新飯田局が毎月十日です。忘れずに納めましょう。なお、支払いは口座振替を利用すると便利です。

無料！ 税務相談所を開設

所得税や相続税、贈与税などの国税についての相談や苦情を受けます。

- ▶とき 9月28日 午前10時～午後3時
- ▶ところ 市役所4階
- ▶相談員 国税局税務相談官



治療の差額徴収が廃止

歯の病気になったときは、普通必要とする治療は、保険でできますが、『美容を目的とするもの』『健康診断』『フッ素を塗る虫歯の予防的なもの』『特殊な材料を使った治療』などの場合は保険はききません。

とくに、金や白金など特殊な材料を使って治療する場合は、これまで、差額徴収治療が認められ、保険で支払われる額を引いた治療費を患者さんが負担すればよかったものが、8月1日から廃止になりました。

どうしても特殊材料を使って治療を希望する人は医師と十分話し合い、金額を確認し、納得してから受けるようにしてください。

お気軽にどうぞ——無料です

行政相談所を開設

十月十九日 午前10時～午後3時

厚生会館

▽相談内容

役所や会社などの仕事についての苦情、要望